

# 指定医療機関へのお知らせ

奈良県医療政策部保健予防課

## ①医療受給者証について

### 【指定難病特定医療受給者証】

指定難病として認定された方に交付しています。  
現在交付している受給者証の有効期間は平成28年9月30日までとなっています。

### 【小児慢性特定疾病医療受給者証】

小児慢性特定疾病として認定された方に交付しています。  
現在交付している受給者証の有効期間は平成29年3月31日までとなっています。

- ・受給者証に記載の医療機関、調剤薬局、訪問看護事業者等で使用することができます。
- ・複数疾患をお持ちの方も、受給者番号は1つになっています。

※受給者に交付された「指定難病特定医療受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」は、毎月初診時に提示を求め、受給内容の確認をお願いします。

薬局においては、処方箋を発行した医療機関が「医療受給者証」に記載されているか、あわせて確認をお願いします。

## ○所得区分の取扱いについて

難病及び小慢受給者の高額療養費の適用区分については、受給者証の「適用区分」欄に記載されている区分により請求いただくことになっています。ただし、現在有効な限度額適用認定証を提出している者は、その所得区分により請求してください。

## ○階層区分について

「階層区分」には54公費又は52公費の自己負担限度額の区分を記載しています。  
医療保険の所得区分（適用区分）とは異なりますのでご注意ください。

## ②自己負担上限額管理票について

- ・「医療受給者証」を交付した方で、自己負担がある方全員に「自己負担上限額管理票」を同時に交付しています。
- ・受診の際は、必ずその診療月毎にかかった医療費についてご記入ください。
- ・詳しい記載方法については、奈良県のホームページ (<http://www.pref.nara.jp/5264.htm>) をご覧下さい。

## ③窓口での取り扱いについて

- ・受診の際は、必ず医療保険証とあわせて、「医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」を確認してください。
- ・月額自己負担上限額は、入院・外来の区別なく、すべての医療機関、訪問看護事業所、薬局をあわせた上限額となります。
- ・患者負担割合は3割の方は2割になります。（2割、1割の方はそのままです）
- ・入院時の食費の自己負担は下記のとおりとなり、医療受給者証に記載しています。  
【指定難病】 原則、自己負担となります。（ただし、経過措置の方は平成29年12月31日までは1/2自己負担となります。）  
生活保護世帯は全額公費負担です。

（裏面に続く）

【小児慢性】 原則、1 / 2 自己負担となります。（ただし、経過措置の方は平成29年12月31日までは全額公費負担となります。）  
生活保護世帯、血友病患者は全額公費負担です。

※平成28年4月から一般所得者の入院時食事（生活）療養標準負担額が段階的に引き上げとなりますが、指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童の食事（生活）療養標準負担額は据え置き（260円）となります。（食事（生活）療養標準負担額減額対象者はそれぞれ該当の負担額）

#### ④公費負担者番号について

【指定難病】

経過措置対象者（黄色の受給者証）	54295019
生活保護世帯の方（緑色の受給者証）	54296025
難病新制度での新規（原則）の方（紫色の受給者証）	54296017

【小児慢性】

経過措置対象者（肌色の受給者証で(経過措置)と記載)	52297017
小慢新制度の新規で生活保護世帯、血友病の方（肌色の受給者証）	52297017
小慢新制度での新規（原則）の方（桃色の受給者証）	52298015

#### ⑤新規申請について

【小児慢性】

申請書と同時に医療意見書等の添付書類の提出が難しい場合は、申請書のみを提出し、速やかに当該書類を提出すれば、審査の結果、支給認定を受けた場合には、最大で申請書の提出日まで遡って医療受給者証を発行します。

旧制度での遅延理由書をもって遡及することはできませんので、ご注意ください。

申請書と医療意見書を同時に提出できない場合は、まず、治療開始日までに申請書のみを提出し、追って添付書類を提出するようご案内ください。

**※指定難病について、この取扱いはしていません。**

#### ⑥医療費の償還払いについて

医療受給者証申請手続き中の医療費は、受給者証交付後、受給者の申請により、承認日に遡って県から償還払いを行います。ただし、既に医療受給者証及び自己負担上限額管理票を交付されている方が、受診の際に医療機関等に持参されなかった場合の医療費については、原則、償還払いの対象外となります。